

駐車場の貸付に係る入札案内書

入札日時 令和3年4月23日（金） 午後2時

入札場所 市役所本庁舎 1階 入札室

令和3年3月

小田原市役所経済部観光課

駐車場の貸付に係る入札案内書

1 貸付物件

小田原市本町一丁目138番6他 小田原市観光交流センター駐車場

名称	所在地	区分	貸付場所	貸付面積
小田原市観光交流センター駐車場	小田原市本町一丁目 138番6他	土地	一部	565.5m ²

※詳細な場所は「15 位置図」のとおり

2 貸付期間

令和3年6月から令和6年3月31日まで（2年10カ月間）

貸付け開始日は契約時に指示する。

3 契約上の主な条件

(1) 契約の内容

本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。

(2) 貸付料

貸付期間中の貸付料総額は、落札額（月額）×1.10（消費税）×33か月に令和3年6月分（日割り計算により算出した額）を加算した額とし、小田原市が発行する納入通知書により、各年度の貸付料を、次の日までに納付していただきます。

○令和3年度分貸付料（令和3年6月～令和4年3月分）・・・令和3年6月30日

○令和4年度分貸付料（令和4年4月～令和5年3月分）・・・令和4年5月2日

○令和5年度分貸付料（令和5年4月～令和6年3月分）・・・令和5年5月1日

(3) 駐車場の仕様

駐車場の仕様の詳細については、別記の【仕様書】をご参照ください。

(4) 設置条件

① 駐車場の設置にあたっては、令和3年6月下旬（別途小田原市が指示する日時）までに使用可能な状態になるよう作業していただきます。なお、設置作業は小田原市の指示に従って行うこととします。

② 電気料金は設置者の負担とし、設置者は電気料金を計測する子メーターを設置し、それによる実費を小田原市が発行する納入通知書により、毎月指定する納期限までに納付してください。

③ 駐車場の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量を計測するための子メーター設置費用を含みます。）維持管理等にかかる一切の費用は設置者において負担することとします。

(5) その他

設置者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、小田原市が

指定する日までに速やかに原状回復することとします。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を小田原市に請求することは出来ません。

4 日 程

項 目	日 程
入札申込期間	令和3年3月12日（金）から4月2日（金）正午まで
質疑受付期間	令和3年3月12日（金）から3月24日（水）正午まで
質疑回答	令和3年3月31日（水）から
入札通知	令和3年4月19日（月）予定
入札日時・場所	令和3年4月23日（金）午後2時 市役所本庁舎1階入札室
契約の締結期限	令和3年4月30日（金）

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き1年以上、有料時間貸駐車場事業を営んでいること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、小田原市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 次の①から⑤に該当しないこと。
 - ① 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - ② 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等
 - ③ 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
 - ④ 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - ⑤ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 国税及び住民登録地又は本店所在地における市町村税又は特別区税の未納がないこと。

6 入札申込手続き

- (1) 申込受付期間
令和3年3月12日（金）から同年4月2日（金）正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
※受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）です。

(2) 受付場所

小田原市荻窪300番地

小田原市経済部観光課観光振興係（市役所本庁舎4階）

※直接書類を持参してください。郵送による受付は行っていません。

(3) 提出書類

① 入札参加申込書（様式2）

② 誓約書（様式3）

③ 小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書（様式4）

④ 証明書

個人の場合・・・印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合・・・印鑑証明書、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）

※発行後3箇月以内の本書を提出するものとします。（個人の身分証明書を除く）

⑤ 納税証明書

個人の場合・・・国税（申告所得税、消費税・地方消費税）、住民登録地の市税（市
県民税）の納税証明書

法人の場合・・・国税（法人税、消費税・地方消費税）、本店（主たる事務所）所
在

地の市税（法人市民税）の納税証明書

※非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

※発行後3箇月以内、最新年分の本書を提出するものとします。

⑥ 実績報告書（様式5）

「5 入札参加資格（2）引き続き1年以上、有料時間貸駐車場事業を営んでいる
こと」が分かる書類及び添付書類

⑦ 入札保証金免除のための書類（詳細は別記【入札保証金】の項を参照）

(4) 入札参加資格確認通知書の交付

(3)の書類を提出後、書類審査のうえ受付が完了しましたら、入札参加資格確認
通知書が郵送されます。入札当日に必ず持参してください。

7 質疑書の受付及び回答

本入札に関する質疑書の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付期限 令和3年3月24日（水）正午まで

(2) 受付場所 6（2）の受付場所と同じ

E-mail : kanko@city.odawara.kanagawa.jp

電 話 : 0465-33-1521

(3) 提出書類 質疑書（様式1）

(4) 提出方法 電子メールの利用による電子データの送信による

※ 電子メール送信後、事務局へ到着確認をすること。

(5) 回答方法 令和3年3月31日（水）から小田原市ホームページにて回答を公開す
る。

8 入札

(1) 入札及び開札の日時

令和3年4月23日(金) 午後2時

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

(2) 入札及び開札の場所

市役所本庁舎1階 入札室

(3) 入札方法

① 入札金額は、1か月間(月額)の貸付料の金額(消費税を加算しない金額)を記載してください。

② 入札書には、入札金額のほか指定事項を記載し、記名押印してください。

③ 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押印してください。

※金額を訂正されたものは無効となりますので、新しい入札書に記載し直してください。

④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は撤回をすることができないものとなります。

⑤ 入札書は、入札者又はその代理人が持参してください。

※代理人が入札をする場合は、委任状(様式7)の提出が必要となります。

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めるときは、入札期日を延期し、入札を拒み、又は入札を中止することがあります。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当すると認めた入札は、無効とします。

① 入札を行う資格のない者が入札したもの

② 所定の日時までには到着しないもの

③ 記名押印のないもの又は入札内容が明らかでないもの

④ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないもの

⑤ 同一事項に対し、同時に2通以上の入札をしたもの

⑥ 不正な行為により入札したもの

⑦ その他、担当職員が特に指定した事項に違反したもの

(6) 入札時に持参する書類

① 入札参加資格確認通知書

② 委任状(様式7)

※代理人が参加する場合のみ必要です。

③ 入札書(様式6)

④ 印鑑(入札者又は代理人のもの)

(7) 入札保証金

小田原市契約規則第8条により、現金等をもって見積金額(入札金額から算定される3年間の総額)の100分の5以上の額を入札保証金として市の指定する期日ま

でに納付することとします。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、契約書等その証明書類の提出をもって入札保証金については免除します。

- ① 平成 28 年 4 月 23 日以降において国（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約（有料時間貸駐車場の貸付契約）を締結し、その契約を誠実に履行したもの
- ② 小田原市の指名競争入札参加資格名簿に登載されているもの

9 落札

- (1) 有効な入札により、最高額で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員がこれを行います。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、令和 3 年 4 月 30 日（金）までに、小田原市と別紙賃貸借契約書により契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約の締結および履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 契約金額は、落札価格×1. 10（消費税）×（33か月に令和3年6月分（日割り計算により算出）を加算した額）となります。
- (4) 本件契約締結までに、契約保証金として貸付額の3か月相当分【落札額（月額）×1. 10×3か月（円未満切上げ）】を納入していただきます。ただし、契約者が過去5年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、この保証金を免除します。
- (5) 契約保証金は、本件契約期間満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、落札者に還付いたします。
- (6) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合も、契約内容を引き継ぐものとしてします。

11 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、落札金額、落札者）を小田原市ホームページにて公表します。

12 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、小田原市財産規則、小田原市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

1.3 問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市役所 経済部観光課観光振興係 電話 0465-33-1521

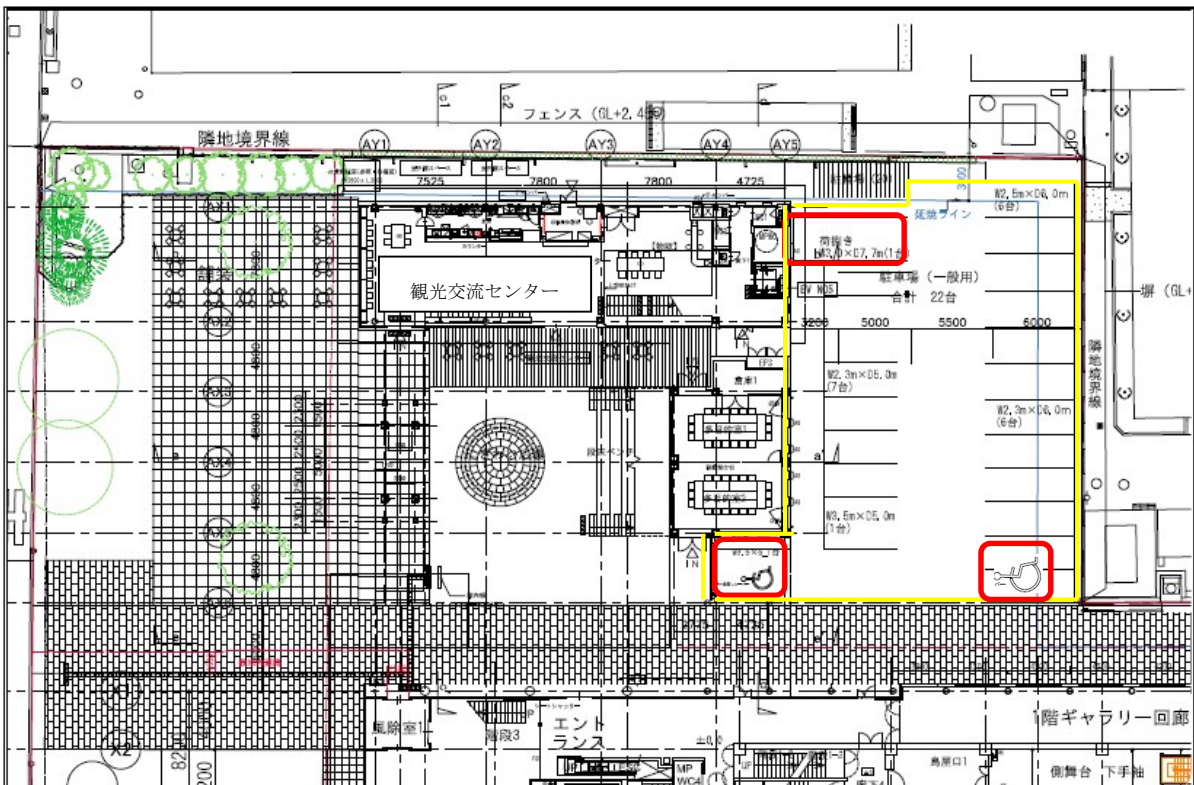
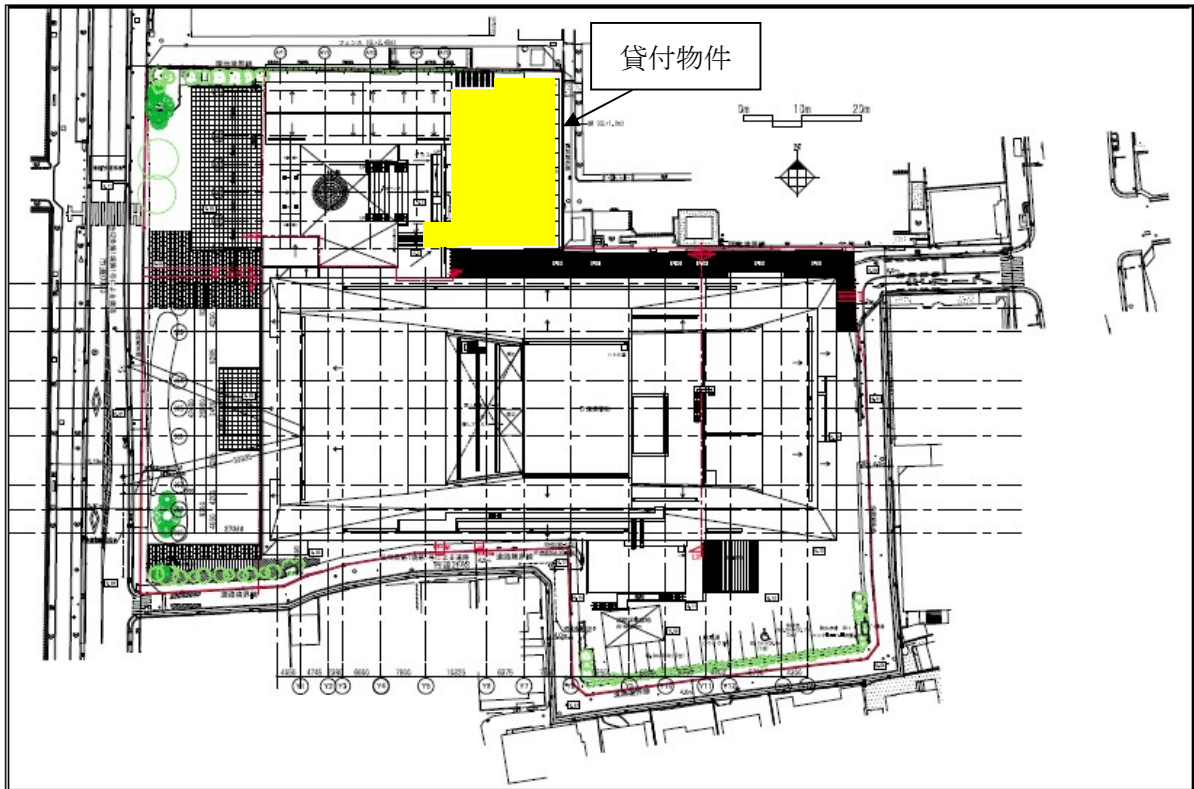
※受付時間は土曜日・日曜日及び祝日を除いた平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。

1.4 設置場所の概要

小田原市観光交流センターは、令和3年6月オープン予定の小田原市の施設です。小田原城正規登城ルート of 玄関口となる馬出門に面し、三の丸ホールに隣接する観光拠点施設です。観光交流センターには、観光案内、カフェ、有料の貸スペースがあります。

貸付物件は、観光交流センターの東側に位置し、令和3年5月に舗装工事が完成する予定です。

15 位置図



- ※ 貸付物件（黄色で囲まれた箇所）のうち、赤色で囲まれた箇所は有料時間貸の対象とはせず
に維持管理すること。
- ※ 現況は図と異なり、赤色で囲まれた箇所以外はライン、タイヤ止めは無いものとする。
- ※ 駐車台数は、附置義務として赤枠を含めて21台以上とする。